

# 重要事項説明書

## 地域密着型通所介護

### 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

#### 1. 事業者

- 1) 事業者の名称 株式会社SUDACHI
- 2) 事業者の所在地 富山県富山市婦中町高日附872番地2
- 3) 法人種別 株式会社
- 4) 設立年月日 H26年3月10日
- 5) 代表者名 代表取締役 小川 順大

#### 2. 事業所詳細

- 1) 事業所の名称 リハビリ倶楽部
- 2) 事業所の所在地 富山県富山市婦中町速星593番地
- 3) 管理者の氏名 相澤 康樹
- 4) 電話番号 076-461-6627
- 5) FAX番号 076-461-6628
- 6) 指定事業者番号 1670113032

#### 3. 事業の目的及び運営方針

- 1) リハビリ倶楽部（以下「当事業者」という）は、地域密着型通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（通所介護相当サービス 以下総合事業）の事業を行いません。
- 2) 利用者が要介護または要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型通所介護計画および総合事業介護計画に基づいて機能訓練や生活上の援助を行います。
- 3) 事業の実施に当たっては、指定居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

#### 4. 事業実施地域

富山市婦中地域

\*記載の当該地域内では交通費はサービス利用料金に含まれます。その他地域はご相談に応じて対応致します。

#### 5. 職員の職種、人数

看護師（利用者に対し機能訓練ならびに身体の処置等を行う）	1名	常勤	1名	非常勤・兼務
機能訓練指導員（利用者に対する機能訓練等を行う）	1名	常勤・専従	2名	常勤・兼務
管理者（職員の業務管理）	1名	常勤		兼務
生活相談員（利用者に対して当施設を利用する上での相談業務等）	1名	常勤		兼務
介護職員（利用者に対して身近上の世話等を行う）	1名	常勤・専従	1名	常勤・兼務
	2名	非常勤		専従

#### 6. 営業日及び営業時間・利用定員

毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※但し、国民の祝祭日及び、お盆、年末年始は除く

8:40～12:00 18名 13:15～16:35 18名

#### 7. サービス内容

地域密着型通所介護計画及び介護予防サービス計画に基づき、送迎、機能訓練、アクティビティーその他必要な支援等を行います。ただし、緊急を要する場合は、地域密着型通所介護計画及び総合事業サービス計画作成前であってもサービスを提供出来るものとします。

## 8. 利用料金

- 1) 総合事業
- 2) 介護給付
- 3) 日常生活費（嗜好品） 200円/日
- 4) その他、サービスの提供において提供される便宜のうち、必要となるものに係る費用については実費を徴収します。

## 9. 利用の流れ

- 1) 介護保険法による要介護もしくは要支援に認定された方のご利用となります。
- 2) 作成される、介護サービス・支援計画に基づくご利用となります。
- 3) ご利用にあたっての重要事項などをご説明し、ご同意いただければ、「利用契約」を締結します。
- 4) 身体機能、などの評価をさせていただくとともに、機能訓練等のご希望をお伺いします。
- 5) これに基づき「地域密着型通所介護計画」もしくは「総合事業介護計画」を作成します。
- 6) 計画をご説明し、ご同意いただければ利用開始です。
- 7) 利用申し込み・評価・計画の作成時あるいはご利用期間中に、病状・心身状態等が、当事業所の「地域密着型通所介護および総合事業」の内容に不適切と判断された場合には、ご利用をお断りすることもあります。

## 10. 秘密の保持

- 1) 当事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2) 当事業者および事業者の使用する者（以下「従業者」）はサービスを提供するにあたって知り得た利用者およびその家族の個人情報については、適正な理由なく第三者に漏らすことはありません。契約が終了後も同様とします。
- 3) 当事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で知れた情報を使用しません。また、同意を得られなかった場合は、サービス調整が出来ず、一体的なサービスが提供できないことがあります。

## 11. 家族への連絡

ご本人から希望があった際には、利用者と同様の通知をご家族にも行います。

## 12. 記録の保管

サービス提供の記録については5年間保管し、記録の閲覧及び写しの交付を受けることが出来ます。

## 13. 契約の解約・終了

- 1) 利用者は、当事業所に対して利用中止の通知をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく当事業所の利用を中止することができます。この場合、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。ただし、利用者が正当な理由なく、当事業所利用期間中に利用中止を申し出た場合は、基本利用料およびその他ご利用いただいた費用は当事業所にお支払いいただきます。
- 2) 当事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の予告期間において、理由を示した通知をすることにより本契約を解約することができます。
- 3) 当事業所は、利用者が次に掲げる場合には、本契約を直ちに解約し当事業所の提供を中止することができます。
  - (1) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービス提供を行えない判断された場合。
  - (2) 利用者が本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納した場合。
  - (3) 利用者が当事業所、当事業所の職員または他の利用者等に対して、背信行為、反社会的行為または当事業所が不適切と判断する行為を行った場合またはその虞のある場合。
  - (4) 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用することができないと判断される場合。

## 14. 留意事項

- 1) 金銭・貴重品はご本人で管理願います。
- 2) 飲食物・所持品・備品を持ち込まれる際は、当事業所職員にご相談ください。
- 3) 営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動や他の利用者への迷惑となる行為は禁止します。
- 4) 当事業所が不適切と判断する行為があった場合またはその虞がある場合は、施設のご利用をお断りすることもあります。

## 15. 賠償責任

サービスの提供にあたって事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産

に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合は、この限りではありません。  
会社名：東京海上日動火災保険 種類：総合賠償責任保険

16. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

17. 苦情申立先

1) 常設窓口：リハビリ倶楽部

電話番号 076-461-6627

受付担当者 相澤康樹

解決責任者 小川順大

受付時間 平日 午前9時～午後5時

2) 行政機関その他苦情受付機関

(1) 富山市役所介護保険課

所在地 富山市新桜町7-38

電話番号 076-433-2041

受付時間 月～金 8:30～17:15

(2) 富山県国民健康保険団体連合会

所在地 富山市下野字豆田995-3

電話番号 076-431-9833

受付時間 月～金 9:00～17:00

(3) 富山県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 富山市安住町5-21

電話番号 076-432-3280

受付時間 月～金 9:00～16:00

18. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが予想される場合には、重要事項が変更された場合に、利用者にもその内容を書類を交付して通知します。

19. 第三者評価の実施

第三者評価については非実施となります。

私は、本書面に基づいて乙の職員（氏名 ）から、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所：  
氏名

印

(代理人) 住所：  
氏名  
続柄

印

H26年7月1日制定

R6年7月1日改定

## リハビリ倶楽部 ご利用料金について

## 1) 総合事業

要介護度	月/単位	1割負担分(円)	2割負担分(円)	3割負担分(円)
要支援1	1,798	1,798	3,596	5,394
要支援2	3,621	3,621	7,242	10,863
口腔機能向上加算Ⅱ	160	160	320	480
科学的介護推進体制加算	40	40	80	120
サービス提供体制加算Ⅲ	24(要支援1) 48(要支援2)	24(要支援1) 48(要支援2)	48(要支援1) 96(要支援2)	72(要支援1) 144(要支援2)

## 2) 介護給付

要介護度	回/単位	1割負担分(円)	2割負担分(円)	3割負担分(円)
要介護1	416	416	832	1,248
要介護2	478	478	956	1,434
要介護3	540	540	1,080	1,620
要介護4	600	600	1,200	1,800
要介護5	663	663	1,326	1,989
個別機能訓練加算Ⅰ 1口	76	76	152	228
個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	40	60
口腔機能向上加算Ⅱ	160	160	320	480
科学的介護推進体制加算	40	40	80	120
サービス体制強化加算Ⅲ	6	6	12	18

※科学的介護推進体制加算は1回/月算定

※個別機能訓練加算Ⅱは1回/月算定

※口腔機能向上加算は2回/月算定限度

以上に対し、処遇改善加算Ⅱ、富山市地区区分割合(7級地:10.14)を計算したものとする。

また、事業実施地域外のご利用時には、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定するものとする。

送迎を実施しない場合は、上記から送迎減算として、47単位(片道につき)減算する。

3) 日常生活費(コーヒーや紅茶などの嗜好品) 200円/日

4) その他、サービスの提供において提供される便宜のうち、必要となるものに係る費用については実費を徴収する。